

■ 一般名処方箋の処方箋について

当該診療所では、一般名処方箋を実施しております。

一般名処方箋とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方することを指します。この処方箋にすると、保険薬局で患者さん自身が先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

この一般名処方箋のメリットはジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。